

建築物の新築等に伴う各種手続きについて

～建築行為等の制限について（76条申請）～

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要となりますので、必ず 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※¹を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

～宅地（土地）の所有権等の移転の届出について～

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の土地について、権利の移転があったとき（相続、売買等）には、すみやかに届出をすることが必要です。届出がされていないと、市街地整備課からのお知らせが届かないなど、支障がでることもありますので、移転があったときには必ず所有権移転届出書※²の提出をお願いいたします。

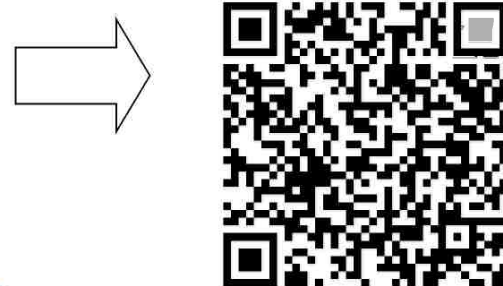
◆※1.2の様式は半田市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

市街地整備課で発行する 各種証明

- ・仮換地および敷地地番該当証明書
 - ・仮換地指定図、案内図
 - ・重ね図
 - ・寸法図（10センチ単位）
 - ・保留地証明書（申請者が本人でない場合、委任状が必要です）
- 【◇すべて手数料なし】

保留地の販売について

区域内の土地（保留地）を販売しております。土地をお探しの方は、ご覧ください。



このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

半田市役所 3階 建設部市街地整備課

乙川中部担当

(0569)22-9302/FAX(0569)23-6061

Email: shigai@city.handa.lg.jp

乙川中部 街づくり

—— 自然が生きる住みたくなる街 ——



跨線橋（環状線）

令和7年3月29日（土）に供用開始します。